

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表1の規則で定める事務並びに別表第2及び別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則の改正（案）の概要について

1 背景

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）において、市の同一機関内において特定個人情報（個人番号を含む個人情報をいいます。）を利用する場合、また、同一地方公共団体内の機関間において特定個人情報を提供する場合、番号法で定められた以外の社会保障、税及び災害対策分野に関する事務に個人番号を利用する場合（独自利用）には、地方公共団体の条例に定める必要があるとされているため、平成27年9月に「佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「番号条例」といいます。）を制定しました。

また、番号条例で定めた事務や情報の詳細については規則に委任していることから、平成27年12月に本規則を定めました。

番号条例においては、番号法第19条第7号及び番号法別表第2において定められている市以外の機関との照会及び提供ができる特定個人情報を取り扱う事務について、市の同一機関内においても同様に利用できるよう包括的に規定し、包括的に規定できない事務及び特定個人情報については、個別に列挙して規定をしております。

平成28年9月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令」（以下「改正省令」といいます。）が制定されたことに伴い、番号条例や本規則で個別に列挙して規定していた事務及び特定個人情報の一部が包括規定に含まれ、また、これまで規定されていなかった事務や特定個人情報が示されたことから、番号条例や本規則の改正が必要となりました。このことから、番号条例を改正する条例を2月議会に上程しています。

2 本規則の改正内容

（1）独自利用事務について

独自利用事務として規定している予防接種の助成に関する事務について、予防接種の助成対象が拡大されたことから、B型肝炎の予防接種を追加し

ます。

(2) 市の同一機関内における情報連携について

ア 省令改正によるもの

生活保護に関する事務、中国残留邦人等の自立支援に関する事務及び介護保険法に関する事務について、改正省令において、事務及び利用できる特定個人情報の表記の仕方が改められたこと、また、新たな事務が規定されたことから、本規則における事務の表記の仕方についても改正省令に倣って修正し、また、新たに追加された事務についても本規則に追加の上、利用する特定個人情報も規定します。

イ 条例改正によるもの

国民健康保険に関する事務、高齢者医療の確保に関する事務及び介護保険法に関する事務について、利用できる特定個人情報として、年金給付関係情報を追加します。

また、子ども・子育て支援法に基づく事務に外国人に関する生活保護情報を、国民年金法に関する事務に市町村民税に関する情報、医療保険被保険者等資格に関する情報及び外国人の生活保護に関する情報を、利用できる特定個人情報として規定します。

(3) 改正省令の影響による規定の整理について

その他改正省令により包括規定に含まれることとなった事務及び特定個人情報について、個別に規定する必要がなくなったことから削除します。

(4) 施行期日

平成29年4月1日から施行するものとします。

※現在、番号条例の一部改正案を議会に上程しているところですが、規則案については、番号条例の改正部分についても反映した内容としており、条例案が可決された場合には当該部分も反映するものとします。